



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

- 人事委員会規則
- \*26 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則
- 告示
- 826 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
- 827 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 828 " ( " )
- 829 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
- 830 " ( " )
- 831 " ( " )
- 832 " ( " )
- 833 " ( " )
- 834 肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)
- 835 漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め (水産振興課)
- 836 昭和49年和歌山県告示第845号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部改正 ( " )
- 837 昭和54年和歌山県告示第625号(漁業災害補償法による区域の設定)の一部改正 ( " )
- 838 昭和56年和歌山県告示第1078号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定)の一部改正 ( " )
- 839 昭和57年和歌山県告示第183号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定等)の一部改正 ( " )
- 840 漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め ( " )
- 841 昭和60年和歌山県告示第54号(漁業災害補償法の規定による共済加入区域の指定)の一部改正 ( " )
- 842 昭和61年和歌山県告示第280号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分)の一部改正 ( " )
- 843 平成元年和歌山県告示第607号(漁業災害補償法の規定による加入区の指定)の一部改正 ( " )
- 844 平成元年和歌山県告示第688号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の指定)の一部改正 ( " )
- 845 平成10年和歌山県告示第1002号(特定第2号漁業者

に係る漁業共済加入区の設定)の一部改正

( " )

846 平成14年和歌山県告示第981号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め)の一部改正

( " )

847 平成17年和歌山県告示第1230号(漁業共済に係る加入区の指定)の一部改正

( " )

### ○ 公安委員会告示

28 警備員指導教育責任者講習の実施

### ○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山県和歌山北警察署)

" (和歌山県和歌山西警察署)

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第26号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月26日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則(昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「又は」の次に「その規約若しくは」を、「変更」の次に「(規約の重要な変更を除く。)」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第826号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年8月14日まで縦覧に供する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成19年6月14日

- 2 名称  
特定非営利活動法人絆
- 3 代表者の氏名  
倉谷修治
- 4 主たる事務所の所在地  
田辺市稲成町80番地の2
- 5 従たる事務所の所在地  
田辺市稲成町2201番1  
西牟婁郡上富田町生馬字松尾317番215
- 6 定款に記載された目的

この法人は、未来を担ってたつ子供たちや障害を抱えたものが安心して生活することの出来る社会を目指し、また、世界遺産登録された熊野の自然を守るための環境保全への取組に積極的に参画し、これらの目的を達成できるよう補助に関する事業を行い、地域や弱者に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第827号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
橋歯 10-51	隅田歯科医院	橋本市隅田町垂井72	平成 19.4.30

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
田訪 9-19	株式会社ライフサポート	田辺市新万3-19	訪問看護ステーション田辺メディカル	田辺市新万3-19	平成 19.6.1

和歌山県告示第831号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋薬 37-19	スズラン薬局橋本店	橋本市高野口町名古曾916番地の4	平成 19.6.4

和歌山県告示第832号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、

和歌山県告示第828号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
伊菓 26-15	スズラン薬局紀ノ川店	伊都郡九度山町九度山袋尻33-6	平成 19.6.3

和歌山県告示第829号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋歯 31-19	隅田歯科医院	橋本市隅田町垂井73-1	平成 19.5.1

和歌山県告示第830号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

次のとおり告示する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋医 89-19	こころの郷クリニック	橋本市高野口町名古曾918番地の1	平成 19.6.4

和歌山県告示第833号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東医 92-19	クリニックピナス	東牟婁郡那智勝浦町宇久井714番地3	平成 19.6.21

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第834号

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県 第782号	混合有機質肥料	有機培養EMボカシ	窒素全量2.5 りん酸全量6.5	公定規格のとおり	長瀧隆治 和歌山県日高郡みなべ町清川239番地	平成 22.5.31

和歌山県告示第835号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
印南町一本釣	紀州日高漁業協同組合の地区のうち日高郡印南町	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業
南部・岩代一本釣	紀州日高漁業協同組合の地区のうち日高郡みなべ町埴田、東岩代及び西岩代	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業

		業
--	--	---

和歌山県告示第838号

昭和56年和歌山県告示第1078号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定)の一部を次のように改正する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表田辺戎一本釣加入区の項を次のように改める。

戎一本釣	和歌山南漁業協同組合の地区のうち田辺市上屋敷	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業
------	------------------------	------------------------------------

和歌山県告示第836号

昭和49年和歌山県告示第845号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表中「同上

一本釣を主とする漁業」を削る。

同表南部、岩代区域(南部町漁業協同組合の区域のうち堺を除く地区)の項を削る。

和歌山県告示第839号

昭和57年和歌山県告示第183号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定等)の一部を次のように改正する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表南部船びき網加入区の項及び堺3号第1加入区の項を次のように改める。

南部船びき網	紀州日高漁業協同組合の地区のうち日高郡みなべ町埴田	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う機船船びき網漁業
堺まき網	紀州日高漁業協同組合の地区のうち日高郡みなべ町堺	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う中型まき網漁業

和歌山県告示第837号

昭和54年和歌山県告示第625号(漁業災害補償法による区域の設定)の一部を次のように改正する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
田辺まき網	和歌山南漁業協同組合の地区のうち田辺市江川	総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う中型まき網漁

和歌山県告示第840号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
南塩屋一本釣	紀州日高漁業協同組合の地区のうち御坊市塩屋町南塩屋	総トン数10トン未満の動力漁船を使用し行う一本釣漁業を主とする漁業

和歌山県告示第841号

昭和60年和歌山県告示第54号（漁業災害補償法の規定による共済加入区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表御坊市漁業協同組合の区域のうち南塩屋地区の項を削る。

和歌山県告示第842号

昭和61年和歌山県告示第280号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分）の一部を次のように改正する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
芳養船びき網	和歌山南漁業協同組合の地区のうち田辺市芳養町	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う機船船びき網漁業

和歌山県告示第843号

平成元年和歌山県告示第607号（漁業災害補償法の規定による加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
湊浦船びき網	和歌山南漁業協同組合の地区のうち田辺市磯間	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う機船船びき網漁業及び無動力漁船を使用して行うまき網漁業

和歌山県告示第844号

平成元年和歌山県告示第688号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のよ

うに改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
芳養一本釣	和歌山南漁業協同組合の地区のうち田辺市芳養町	総トン数10トン未満の動力漁船を使用し行う一本釣漁業を主とする漁業

和歌山県告示第845号

平成10年和歌山県告示第1002号（特定第2号漁業者に係る漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
堺棒受網	紀州日高漁業協同組合の地区のうち日高郡みなべ町堺	総トン数10トン未満の動力漁船を使用し行う棒受網漁業を主とする漁業
堺一本釣	紀州日高漁業協同組合の地区のうち日高郡みなべ町堺	総トン数10トン未満の動力漁船を使用し行う一本釣漁業を主とする漁業
堺刺網	紀州日高漁業協同組合の地区のうち日高郡みなべ町堺	総トン数10トン未満の動力漁船を使用し行う刺網漁業を主とする漁業

和歌山県告示第846号

平成14年和歌山県告示第981号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表富田・椿一本釣の項を次のように改める。

加入区の名称	区 域	区 分
富田・椿一本釣	和歌山南漁業協同組合の地区のうち西牟婁郡白浜町富田及び椿	総トン数10トン未満の動力漁船を使用し行う一本釣漁業を主とする漁業

和歌山県告示第847号

平成17年和歌山県告示第1230号（漁業共済に係る加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分

日高まき網	紀州日高漁業協同組合の地区のうち御坊市塩屋町南塩屋及び比井崎漁業協同組合の地区	総トン数20トン以上80トン未満の動力漁船を使用して行う中型まき網漁業
-------	---	-------------------------------------

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第28号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成19年6月26日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習に係る警備業務の区分、実施期間、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場 所	定員
法第2条第1項第2号の業務に係る警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習（2号）」という。）	平成19年9月3日（月）から平成19年9月5日（水）までの3日間	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛	60名
法第2条第1項第1号の業務に係る警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習（1号）」という。）	平成19年9月10日（月）から平成19年9月13日（木）までの4日間	同上	同上

2 講習の対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者とする。

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、下記の区分に応じた申出期間内に（2）の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

区 分	申 出 期 間
和歌山県内に所在する営業所に所属する者	平成19年7月23日（月）から平成19年7月27日（金）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）
上記以外の者	平成19年7月25日（水）から平成19年7月27日（金）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）

(2) 事前申出受付時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。  
ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと。（即答できない場合は、受け付けない。）

エ この講習に関して不明な点がある場合は、7の問い合わせ先へ確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間

平成19年8月1日（水）から平成19年8月3日（金）までの間

（各日とも午前9時から午後5時まで）

(2) 提出方法等

3により、事前申出を受付された者は、（1）の提出期間内に、次に掲げる書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（受講予定者自身が提出すること。）。

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において受講対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの）1枚をちょう付すること。

イ 旧資格者証の写し

(3) 手数料

手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。

ア 特例措置講習（2号） 14,000円

イ 特例措置講習（1号） 23,000円

5 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係  
電話番号：073-423-0110（内線 3027・3028）

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年6月26日

和歌山県和歌山北警察署長 彪 野 晋 造

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金100,000円 (封筒に在中)	平成 19年5月26日	和歌山市西庄 (施設内)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年6月26日

和歌山県和歌山西警察署長 児 玉 之 良

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金160,000円 (封筒に在中)	平成 19年5月28日	和歌山市屋形 (施設のポストに投函 されていたもの)